

総合対策委員会の設置に関する訓令

(昭和46年3月12日島根県警察訓令第6号)

(設置)

第1条 社会情勢の変化に対応する近代的な警察のあり方について、総合的に調査審議するとともに、県警察の能率的な運営を図るため、総合対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、研究し、基本的な総合対策を審議し、これを推進する。

- (1) 内部管理体制の改善充実に関すること。
- (2) 事務の合理化に関すること。
- (3) 警察活動の刷新強化に関すること。
- (4) 重大な事件、事故等及び大規模災害発生時の対策に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、警察本部長とする。
- 3 委員は、本部の各部長及び警察学校長の職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を統理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、警務部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、委員会の審議に付する事案について必要があると認めるときは、これを専門部会に付託して調査研究させることができる。
- 3 前項の規定により、付託した案件は、専門部会の長(以下「部会長」という。)の報告を待って審議する。

(専門部会)

第6条 委員会には、必要に応じ、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会の名称、組織、任務等は、委員長が定める。
- 3 部会長及び構成員は、委員長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、その所掌事務について積極的に調査研究を行い、その結果を委員会に報告するものとする。作業が長期にわたるときは、部会長は、適宜中間報告を行うものとする。
- 5 部会長は、必要があるときは、関係職員(警察署に勤務する者を含む。)に対して資料の提出を求め、又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 専門部会は、必要により、分科会を設けることができる。

2 分科会の構成及び運営は、部会長がその都度定める。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、警務課長において処理する。

2 専門部会の庶務は、当該部会長の指名する課において処理する。

附 則

1 この訓令は、制定の日から施行する。

2 事務合理化委員会の設置に関する訓令（昭和42年県警察訓令第12号）は、廃止する。

附 則（昭和53年 4 月 1 日島根県警察訓令第 4 号）

この訓令は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和60年 5 月21日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成 6 年 5 月12日島根県警察訓令第24号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成11年 2 月24日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。